

## 障害者就労施設等からの物品等の調達方針

### 第1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年6月27日法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、地方独立行政法人青森県産業技術センター（以下「産業技術センター」という。）における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

### 第3 適用範囲

この方針は、産業技術センターが契約によって調達する物品等に対し適用する。

### 第4 調達の対象となる施設等

この方針により、物品等を調達する対象施設等は、青森県内に住所を有する次の障害者就労施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等
  - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
  - イ 地域活動支援センター
  - ウ 生活介護事業所
  - エ 就労移行支援事業所
  - オ 就労継続支援事業所（A型、B型）
- (2) 障害者基本法に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法に基づく事業所
- (4) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体

### 第5 基本的考え方

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進の意義を踏まえ、分野を限定することなく調達するよう努めるものとする。

### 第6 調達の目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、障害者就労施設等の受注の機会の増大を図るため、優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める。

### 第7 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等については、適宜、情報収集を行い、各所属へ情報提供を行う。
- (2) 各所属は、この情報提供に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め

るものとする。

- (3) 新たに物品等を調達する場合には、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するように努める。

## 第8 調達実績の公表

障害者就労施設等からの物品等の調達の実績

については、当該年度終了後、遅滞なく取りまとめ、産業技術センターホームページで公表するものとする。

(附則)

この調達方針は、平成26年7月1日から施行する。